

平成23年3月22日

茨城県知事 橋本 昌 殿

茨城県農業法人協会
会長 山崎 正志
日本農業法人協会
会長 松岡 義博

福島原発事故に伴う本県産農畜産物の風評被害防止等対策について（要請）

日頃より当協会の活動にご支援・ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

この度の東北関東大震災では、本県においても尊い人命が失われ、住宅の倒壊や浸水により避難生活を余儀なくされる方がおられることにつきまして、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け実施された食品のサンプル調査において、本県の一部の地域産ハウレンソウから食品衛生法上の暫定規制値を上回る放射性物質が検出されましたが、これにより本県産全てのハウレンソウが出荷停止になったことに対し遺憾の意を表します。事故発生地から遠く離れた地域で収穫された農畜産物についてまで出荷停止となることは、全く不合理と言わざるを得ません。

また、取引先によっては、「茨城県産」だからといって、サンプリング調査の結果に関係がない農畜産物の取引を断る風評被害も発生してきております。

このような事態が発生していることは、農業経営者にとって死活問題であり、本県農業の衰退にも繋がりかねません。

本県では、いち早くモニタリング調査が実施されており、科学的な論拠をもって情報発信されていることは誠に心強い限りではありますが、さらに下記の事項を実施していただきますよう強く要請いたします。

記

- 1．県内各地域での主要農畜産物について安全性の調査と結果の公表をすること
- 2．個別に農畜産物の検査を希望する農業者への対応を実施すること
- 3．国民に対する県産農畜産物の安全性についての周知すること
- 4．農畜産物のお荷停止並びに風評被害に対し早期に補償を行うこと